

(概訳)

在福岡タイ王国総領事館
領事部業務時間の変更及び
新型コロナウイルス感染拡大防止対策措置について

現在、九州・中国地方の新型コロナ感染の状況が改善しつつあり、2020年9月1日以降の新規感染者数が減少しているほか、福岡県においては2020年10月8日より福岡コロナ警報が解除されました。しかしまだ多くの県において人との社会的距離（ソーシャルディスタンス）の保持、マスクの着用、手洗いの励行および密閉空間、密集場所、密接場面の3密を避ける「新しい生活様式」に沿って県民が新型コロナウイルス感染から身を守るよう協力を求めています。

在福岡タイ王国総領事館は、現在の状況を鑑み、領事部における領事関連業務サービス提供について下記の通り変更します。

1. タイ国民へのすべての領事業務サービスの提供を再開いたします。ただし事前予約のみの対応となります。業務時間は午前 09:30 -11:30 および午後 13:30 -15:00 です。予約およびお問い合わせは下記にて受け付けます。

No.	連絡方法	詳細
1.	電話	092-739-9090（領事部：お問い合わせおよび予約受付。受付時間は開館日の午後 15:30 -17:00。）
2.	電子メール (タイ国民向け)	consular.FUK@mfa.mail.go.th
3.	ソーシャルメディア	Facebook : Royal Thai Consulate-General, Fukuoka Twitter : @RTCGFukuoka
4.	LINE	Line : https://lin.ee/4VbpwBpjE
5.	ウェブサイト	https://fukuoka.thaiembassy.org

2. タイ国籍者の帰国許可書の申請について

タイへの帰国および帰国許可書における対応についての詳細はタイ民間航空局（CAAT）のウェブサイト（www.caat.or.th）および上記当総領事館のサイト等よりご確認ください。

3. タイ人保護案件について

緊急事態（重症・死亡その他援護が必要な場合）の場合、領事部電話（092-739-9090）または緊急用ホットライン（090-2585-3027 / 090-9572-1515）にて 24 時間対応 します。

4. 外国籍者のタイへの入国について

新型コロナウイルス感染拡大に伴うタイ国内の状況が改善傾向にあることからタイ政府はビジネスパーソン、学生、大学生、タイ国籍者の配偶者および子ども、タイの在留証明書（Certificate of Residence）の所持者、タイ保健省より許可を受けた治療者、低リスク国（日本を含む）からの旅行者等いくつかの条件に該当する外国籍者に対しタイへの入国を緩和しています。今後も状況に応じて対象となる外国籍者の範囲は拡大される見込みです。

4.1. 査証申請について

タイへの入国を希望する外国籍者は査証（ビザ）と入国許可証（Certificate of Entry-COE）を日本国内のタイ王国大使館もしくは総領事館にて取得し、(1) 少なくとも 10 万米ドルもしくはおおよそ 1,100 万円の補償があり、新型コロナウイルス関連の治療も補償する医療保険、(2) 14 日間の隔離宿泊施設（ASQ）の予約確認書、(3) RT-PCR 検査による陰性証明書等が必要となります。

4.2. 航空便

現在、在東京タイ王国大使館が手配している羽田および成田発の外国籍者向けの特別便が毎週運行しておりタイへ移動することが可能です。運行スケジュールおよび特別便への登録につきましては在東京タイ王大使館のウェブサイト上のお知らせよりご確認下さい。

<http://site.thaiembassy.jp/jp/news/announcement/>

その後のビザ申請予約につきましては在東京タイ王国大使館のウェブサイト上の下記リンクより行ってください。

<http://vabo.thaiembassy.jp/vabo/>

4.3. 隔離宿泊施設

タイ到着後、外国籍者はタイ保健省からの認可を受けた施設内すなわち (1) ホテル（Alternative State Quarantine-ASQ）、(2) 組織の宿泊所（Organization Quarantine-OQ）および (3) 病院（Alternative Hospital Quarantine-AHQ）で搭乗者本人の費用負担により 14 日間の隔離措置を受け、タイの新型コロナウイルス感染防止対策に厳格に従う必要があります。査証に関する詳しいお問い合わせは visa.FUK@mfa.mail.go.th にて承ります。

5. 当総領事館での新型コロナウイルス感染拡大防止対策について

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、ご来館の皆様は下記の点の徹底のご協力をお願い申し上げます。

- (1) 申請者のみご入館くださいますようお願いいたします。申請に関係ない方のご入館はお断りさせていただきます。
- (2) 手荷物検査所、申請用紙記入カウンターに設置の手指消毒用アルコールジェルをご利用ください。
- (3) 館内ではマスクをご着用ください。
- (4) 体調の優れない方、発熱・呼吸器症状がある方は、ご来館をお控えください。
- (5) 入館時に職員が体温を計測させていただき、37.5度以上の発熱または明らかな症状が確認される方は、入館ならびにサービスのご利用をお断りすることがあります。

上記は、本日より適用され変更がある場合は改めて通知いたします。

2020年10月15日告示

(アッタカーン ウォンチャナマース)
在福岡タイ王国総領事